

資料3

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

吉野町では、自家用車を自由に利用できない人々が気軽に外出できる交通環境を創り、地域の活性化を図ることを目的として、従来の福祉バスとスクールバスを一体的に運行する形に再編し、平成21年6月1日より「吉野町スマイルバス」として運行している。今年度は、法定協議会を適切に開催するとともに、鉄道で通学する高校生に対するアンケート調査の実施、簡単なアンケートを付けた無料乗車券の各戸配布を通じて問題点の把握と利用促進に努めた。また、利用実績や利用者の意向を踏まえ、路線やダイヤの一部見直しなどを行った。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

事業計画に従い、スマイルバスの運行を継続している。また、運行する全ての便を対象に乗務員がバス停毎の乗降人員を記録しており、その結果に基づいて利用状況の把握と評価を行うなど、事業計画に基づいて計画事業を進めている。

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

前述の乗務員による毎日・全便バス停別の乗降人数をを集約することによって、路線・便別の利用者数や利用区間、利用時間帯に関する数量的な実態を把握している。加えて、運賃収入については、運行委託先の事業者から毎月報告を受けており、事業者側の視点からの評価も合わせて行っている。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

利用区間や利用時間帯などから、吉野町民の通院や買い物のための交通手段としてスマイルバスが活用されていることを読み取ることができ、冒頭に記した目的に対応した利用がなされている。しかし、利用者数は漸減傾向にあり、利用者増を図り運行継続に資するよう、新たな需要の開拓に取り組んでいる。(高校生の利用増進など)。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

アンケート調査やご意見箱に寄せられた意見、町に直接寄せられた意見、運行事業者からの報告などに基づき、スマイルバスの運行改善に向けた問題点の把握と検証を行い、計画の見直しに反映している。
具体的には、スマイルバスと鉄道の接続改善、早発や遅延を防ぎ運行の円滑化を図るためのダイヤ見直し、利用者の少ない路線におけるデマンド方式の拡充などを図ることとしている。

実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

利用実績のデータより、利用の著しく少ない路線や便については、小型車両によるデマンド運行化、利用しやすい時間帯へのダイヤの見直しなど、具体的な見直しを行っている。

2 事業の実施環境

当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成23年度においてコミュニティバス及びスクールバスの実証運行の事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、吉野町からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、吉野町の平成23年3月議会に平成23年度予算案を提出し、町議会において審議してもらうことになっている。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

現在、住民からの協賛金拠出の実施環境は醸成されていないが、一部自治会や老人クラブにおいては自主的な利用促進活動が実施されている。これらの活動を支援し、拡大化を図るためにもコミュニティバスの説明資料(チラシ)の各個配布や無料お試し乗車券と意見収集のための簡単なアンケートを町内全戸に配布し、利用促進につとめている。今後は、将来的には利用者からの協賛金や商店街や商業施設、商工会等とのタイアップにより利用促進の拡大やそれに対する支援についても具体的な検討を実施していきたい。

当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

本格実施のための財源についてはまだ具体的に検討していないが、本格運行の実施主体は吉野町となり町においては、コミュニティバスの運行は高齢社会を迎える中で重要な都市基盤整備の一つと考え、一定の財源負担はやむをえないことと考えるところではあるが、運行財源としての運賃の見直し等についても検討を行っていく。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の運営要領が第1回法定協議会で制定されている。法定協議会の審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る自己評価、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認められた事項と規定されている。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

法定協議会の構成員に吉野町区長連合会、吉野町老人クラブ連合会の代表者が含まれている。また、吉野病院、役場庁舎には「ご意見箱」を設置しており、随時、住民が意見を寄せることのできる仕組みを作っている。その他、電話等により直接寄せられた意見についても計画に反映されるように配慮している。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成22年度には2回協議会を開催し、高校生アンケート調査結果の報告、利用状況の報告などを行うとともに、次年度以降の計画見直し案について協議した。その際、全委員から意見を述べていただくなど、計画事業を実施するにあたって、協議会を適切に開催・運営していると考えている。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

協議会の運営要領において、議事の傍聴は原則可能であることと規定されている。また議事録については、協議会終了後に速やかにインターネットのHPにおいて公表されており、同時に協議会の資料も開示されている。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

協議会において、合意形成を図っている。また、町議会でも説明を行い計画内容について了承を得ており、地域関係者の合意形成が図られたと考えている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。